

出産・子育て応援交付金
自治体職員向けQ & A（第1版）

令和4年12月6日

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

目次

総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）（問 1～問 8）	2
伴走型相談支援（問 9～問 20）	4
出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応）（問 21～問 54）	8
出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応）（問 55～問 63）	17
システム構築等導入経費（問 64～問 65）	19

凡例

◎：新規情報として記載

○：自治体説明会資料の情報を基に補足説明

●：自治体説明会資料の情報を再掲的に記載

番号	分類	質問	回答
総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）			
1	○	出産・子育て応援交付金の事業の趣旨・ねらい如何。	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。</p> <p>とりわけ、未就園児が多い0～2歳児のいる子育て家庭（※）では、日々通う場がない方もおられ、また、地域子育て支援拠点や一時預かりなど、年齢を問わず利用できるサービスが地域によっては限りがあること等により、子育ての負担感や孤立感につながりがちです。（※）0～2歳児の約6割（約177万人）</p> <p>このため、本事業では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていきたいと考えています。</p> <p>また、経済的支援を伴走型の相談支援と一体的に実施することにより、①相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、②利用料が発生する産後ケア、一時預かりや家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなり、③その結果、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦・子育て家庭に確実に届くことになり、伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えています。</p>
2	○	出産・子育て応援交付金事業は全ての市町村で実施することが必要なのか。	<p>本事業については、先駆的な取組を行う一部の自治体で実施するモデル事業ではなく、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、継続的に実施する、という本事業の趣旨及び目的に鑑み、令和4年度第2次補正予算で全ての市町村で実施するために必要な費用を計上しています。各自治体におかれては、可能な限り年度内に開始できるよう、地方議会における予算案の議決をはじめとする事業開始に向けた各種準備にご尽力いただき、円滑な事業実施に御協力をお願いします。</p>
3	○	いつまでに事業開始が必要なのか。報道にあったように、令和5年1月から開始する必要があるのか。	<p>それぞれの自治体が事業開始の準備に要する期間は、自治体の置かれている状況により様々であることに鑑みれば、実際に各自治体で事業を開始する時期は一律ではないと考えています。</p> <p>一方で、本事業による支援をできるだけ早期に対象者に届けられるよう、地方議会への上程等、事業開始に向けて必要な手続を経た上で、可能な限り速やかに事業を開始いただきたいと思います。</p> <p>なお、事業開始に係るイニシャルコストとなるシステム開発経費については、令和4年度第2次補正予算における出産・子育て応援交付金のみに計上する予定としており、これを活用して、</p>

			可能な限り早期に事業を開始していただきたいと考えています。
4	◎	令和4年度中に事業開始ができず、令和5年4月以降に事業開始となった場合、令和4年度中に妊娠・出産した方に出産・子育て応援ギフトを遡って支給することは可能か。	事業開始の時期に関わらず、令和4年4月以降に出産した方については、出産・子育て応援ギフトを遡って支給することが可能です。
5	○	出産・子育て応援交付金は具体的にはどのような経費に使用できるのか。	伴走型相談支援を実施する職員人件費、事務に要する職員旅費、需用費等や、出産・子育て応援ギフトに係る費用、システム構築等導入経費を想定していますが、対象経費等の詳細は交付要綱をご参照ください。(交付要綱・実施要綱は現在最終調整中であり、追ってお示しする予定です。引き続き、11/22自治体説明会資料P7をご確認ください。)
6	○	令和4年度第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付金の対象期間はいつまでで、当該予算の執行はいつまでに行えばよいのか。年度をまたぐ場合の繰越明許の手續・取扱如何。	令和4年度第2次補正予算で計上している出産・子育て応援交付金は令和5年9月分までを計上しており、各自治体における令和4年度中の執行に係る費用の申請は令和4年度中に受け付ける予定としています。なお、令和4年度中に国から交付決定を受けた場合は、当該交付決定額については原則令和4年度中に執行する必要があります。ただし、執行が間に合わずに繰越を行う場合は、各自治体において財政当局に相談し、所定の繰越手續を行っていただく必要があります。不用を生じさせ、国庫返納が生じないように確実に手續を行っていただく必要があります。
7	◎	令和4年度第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付金の交付決定の時期はどのようになるのか。	令和4年度中の交付申請分の交付決定時期については、追ってお知らせします。
8	◎	来年度以降も継続的に実施する事業とのことだが、児童手当等と同様に、恒久的な制度として法整備を行う予定はあるのか。必要な税財源を確保すべき。	本事業の恒久的な制度化(法整備)については現時点では未定ですが、こども・子育て支援の充実について、総理からの検討指示の下議論を進めることとしている「全世代型社会保障構築本部」等において、今後議論が進められるものと考えています。 いずれにしても、来年度以降の本事業の継続的な実施に向けて、年末までの令和5年度予算編成過程で調整していきます。

伴走型相談支援			
9	●	伴走型相談支援として具体的にどのような取組を行うことが必要になるのか。	伴走型相談支援は、市町村の子育て世代包括支援センター（身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等への委託も可能）で、全ての妊婦・子育て家庭に対し、妊娠届出時や、妊娠8か月頃、更には出生届出後に、アンケートや子育てガイドを活用しつつ、出産・育児等の見通しと一緒に確認する面談を実施し、その後もプッシュ型で子育て関連のイベント情報を届け、相談の随時受付等を継続実施することを通じ、関係機関とも情報共有しながら、両親学級、産後ケア、一時預かりや家事支援サービスなどの必要な支援につなぐことが必要となります。（11/22自治体説明会資料のP10～P21をご確認ください。）
10	●	伴走型相談支援において面談等の実施機関はどこか。	実施機関は、市町村の子育て世代包括支援センターや、同センターから委託を受けた民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園等になります。（11/22自治体説明会資料のP11をご確認ください。）
11	●	伴走型相談支援において面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。	面談等の実施者は、市町村（子育て世代包括支援センター等）の保健師・助産師等の専門職以外にも、一定の研修を受けた一般事務職員・会計年度任用職員等が実施することも想定されます。また、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等の、一定の研修を受けた保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等が実施することも想定されます。（11/22自治体説明会資料のP11をご確認ください。）
12	○	伴走型相談支援の面談実施者として、「一定の研修を受けた」者とあるが、どのような研修を想定しているのか。伴走型相談支援のための研修を国が用意するのか。	11/22自治体説明会資料のP11に記載の「一定の研修」とは、利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）」や、地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業」を想定しており、この枠組みを活用して研修を受講していただくことを想定しています。
13	○	伴走型相談支援について、NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託が推奨されているが、これにどの程度従う必要があるか。市町村判断と	各市町村における人員体制や地域資源の状況等は様々であることから、委託するかどうかについては、そうした地域の実情に応じ、各市町村でご判断いただくこととなります。 一方で、市町村の子育て世代包括支援センターと地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することで、その地域の子育て支援力の底上げが図られ、全ての妊婦・子育て家庭のさらなる安心につながるという観点からは、NPO等の民間法人が実施す

		いうことでよいか。	る地域の関係機関と協働する形での事業実施を是非ご検討いただきたいと考えています。
14	●	面談は誰に対して行うのか。	<p>① 妊娠届出時 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）</p> <p>② 妊娠8か月前後 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）</p> <p>③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間 産婦または出生したこどもを養育する者（父親・同居家族も一緒に面談することを推奨） （11/22 自治体説明会資料の P6、P10 をご確認ください。）</p>
15	○	妊娠届出時の面談については、いつまでに実施することが必要か。	妊娠届出時の面談については、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立てて必要な支援につなげることや、5万円相当の出産応援ギフトを支給するきっかけとなることから、妊娠届出時とは別に面談を実施する場合でも、妊娠届出後、なるべく早い段階で面談を実施することが望ましいと考えています。
16	○	面談の際に使用するアンケートや子育てガイドについては、自治体で既に使用しているアンケートやセルフプランを活用することとしてもよいか。	<p>【アンケートについて】 ※11/22 自治体説明会資料の P15～P18 をご確認ください。 妊娠届出時の面談、出生届出後の面談においては、引き続き、現在使用しているアンケートを活用し、その回答結果を面談時等に活用していただくことを想定しています。 一方で、妊娠8か月頃面談に使用するアンケートについては、国において示しているアンケートのひな形も踏まえて作成してください。なお、すでに類似のアンケートを作成している場合は、それを活用いただくことも差し支えありません。 なお、妊婦・子育て家庭に対しては、様々な関係者がアンケート等を実施しておりますが、本事業により、関係者の情報共有や連携の推進が期待されます。</p> <p>【子育てガイドについて】 ※11/22 自治体説明会資料 P19、P20 をご確認ください。 11/22 自治体説明会資料 P19、P20 にひな形をお示ししていますが、必ずこの体裁にする必要はなく、既に各自治体の創意工夫に基づいた子育てガイド等を使用されている場合は、当該ガイドを活用していただいても差し支えないと考えています。（この場合、ひな形にはあって、各自治体で活用されているガイドにはない項目（特に仕事関係）があれば、当該項目等の追加修正についてご検討いただきたいと考えています。）</p>

			<p>一方で、子育て世代包括支援センターガイドラインでお示ししている「セルフプラン」どおりのものを活用されているという場合には、この機会に内容を再点検いただき、各自治体の創意工夫に基づき、ひな形に列記している要素はなるべく全て盛り込むことも含めて、住民にわかりやすい形になるように検討いただきたいと思います。</p>
17	●	<p>面談は対面で実施することが必要か。</p>	<p>表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、以下を原則とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面による面談 ・ SNS やアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面） <p>※ 妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型（自宅訪問）による面談が望ましい。それもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。 （11/22 自治体説明会資料 P12、13 をご確認ください。）</p>
18	○	<p>妊娠8か月頃の面談は全員に対して行う必要があるのか。また、必ず8か月頃に実施しないといけないのか。（例えば6か月頃などでもいいのか）</p>	<p>妊娠8か月頃の面談は、面談を希望する妊婦等のみの実施で差し支えありません。一方で、全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、アンケートの回答は全て回収いただきたいと思います。</p> <p>国としては、妊娠8か月は、出産間近で産後のことを考え始める時期で、産前休暇に入り面談の時間をとりやすい時期であり、出産に向けてより具体的な準備に入ったり、人によっては不安を感じたりするタイミングと考えて設定していますが、各自治体のこれまでの取組を活かしながら、自治体の判断で、例えば「妊娠6か月以降面談」として、幅を持たせて面談の2回目と位置づけていただいても差し支えはありません。 （11/22 自治体説明会資料 P13 をご確認ください。）</p>

19	○	<p>出生届出後の面談はいつまでに行う必要があるのか。新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用してもいいのか。</p>	<p>原則として、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の期限である生後4か月以内に面談を行っていただくことを考えています。</p> <p>新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用していただいて差し支えありません。</p> <p>出生届出時に面談することも可能ですが、産褥期（産後6～8週間）で安静が必要な母親よりも、その夫等が土曜日に開庁している窓口に来る場合も想定されることに留意が必要です。</p> <p>出生後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遅くとも、生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に市町村の保健師、助産師等が訪問する乳児家庭全戸訪問の機会に面談を実施いただきたい一方、 ② それまでの間であれば、例えば、生後28日以内に市町村の保健師、助産師が訪問する新生児訪問指導など、各市町村の事業により産後に産婦等と接触する機会を、各当該市町村の判断で、本事業の面談の機会としていただくことが可能です。 <p>なお、市町村から本事業の委託を受けた地域子育て支援拠点の子育て支援員等が伴走型の相談支援を担当している場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村と密に連携し、当該子育て支援員等が新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問に同行訪問し、その場で本事業の面談を実施したり、 ② 委託を受けた地域子育て支援拠点において、生後2～3か月児のいる親子を対象とした交流イベントを案内し、交流イベント終了後に面談を実施したりするなど、地域の創意工夫に基づき、柔軟に実施いただきたいと考えています。
20	◎	<p>妊娠届出時の面談で、マイナンバーカードの交付申請やマイナポータルによる公金口座登録の方法を案内することが推奨されているが、この案内はどのような趣旨により実施することとしているのか。</p>	<p>マイナンバーカードを持つことで、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）により行政機関から情報を取得することが可能となります（例えば妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等の情報については、妊婦等本人がスマートフォンなどで閲覧可能なほか、転居時に他の市町村等への引き継ぎも可能となっています）。</p> <p>また、公金受取口座を登録することで、今後の緊急時の給付金等の申請において、口座情報の提出等が不要となるほか、児童手当などの支給事務に利用することが可能となります。</p> <p>このため、妊娠届出時の面談において、マイナンバーカードの交付申請などの案内を実施していただくことを推奨しています。（11/22 自治体説明会資料のP12をご確認ください。）</p>

出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応）		
21	○	<p>出産・子育て応援ギフト 10 万円相当の経済的支援の役割やねらい如何。出産育児一時金の増額との関係如何。</p> <p>出産・子育て応援交付金による経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用者負担に充てていただくことを想定し、令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時と出生届出後を通じて合計 10 万円相当を支給することとしています。</p> <p>一方で、出産育児一時金は、産科医療機関での出産費用等を支援するものですが、平均出産費用が年々上昇する中で、出産に要する経済的負担の軽減のため、総理指示も踏まえ、平均的な標準費用が全て賄えるよう、令和5年4月からの大幅な増額に向けた議論を進めています。</p> <p>これらの取組により、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげてまいります。</p>
22	○	<p>出産・子育て応援ギフトについて、令和4年4月1日時点で生後1か月のこどもを持つ子育て家庭は対象となるのか。また、令和5年4月1日以降に妊娠された方は対象となるのか。</p> <p>出産・子育て応援ギフトについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるために、相談実施機関へアクセスするきっかけとなる妊娠届出時と出生届出後に実施するという事業の趣旨や、 ・ 令和4年度補正予算案で創設する事業であることに鑑み、 <p>令和4年4月以降に出産された方まで遡及して支給することとしており、ご指摘のような令和3年度中に出産された方については、支給対象とはなりません。</p> <p>一方、本事業については、切れ目なく継続的に実施していくこととしており、ご指摘の令和5年4月1日以降に妊娠された方については、本事業を継続的に実施する中で、支給対象としていく予定です。</p>

23	◎	<p>出産・子育て応援ギフトの支給対象者は誰か。支給対象者と申請書の申請者は揃える必要があるか。また、出生後の面談対象者と子育て応援ギフトの支給対象者はそろえる必要があるか。例えば父親とだけ面接しても支給可能か。</p>	<p>「出産応援ギフト」は、面談を受けた「妊婦」を対象とし、「子育て応援ギフト」は、面談を受けた「出生したこどもを養育する者」（以下「養育者」という。）を対象とします。詳細については、今後お示しする実施要綱をご参照ください。</p> <p>なお、出産応援ギフトは「妊婦」を対象とし、子育て応援ギフトは「養育者」を対象としていることから、家族形態によっては、それぞれのギフトの支給対象者が異なる者となる場合もありませんが、それぞれの支給対象者とギフト申請書に記載される申請者は揃える必要があります。</p> <p>また、出生届出後の面談を実施した上で支給する「子育て応援ギフト」について、例えば「養育者」が父親のみである場合は、父親と面談後に支給となりますが、「養育者」に産婦である母親が含まれる場合は、母親の出産後の育児の悩みや疲れ等にも寄り添って相談支援を行う事業の趣旨から、母親と面談を行った上で、「子育て応援ギフト」を支給することになります。この際、母親のみならず、父親や同居する家族等と一緒に面談を行うことが望ましく、この場合と一緒に面談を受けた父親名義でギフト申請書を出し、父親にギフト支給することは可能です。</p>
24	●	<p>出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて、多胎児の場合は、それぞれいくら支給されるのか。</p>	<p>出産応援ギフトについては、その用途として主に想定される妊婦健診受診時の交通費等は、多胎児であるか否かにかかわらず異なるものに加えて、妊娠届出時に多胎児であるか否か必ずしも明らかでないことも想定されることから、妊婦1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>子育て応援ギフトについては、その用途として想定される育児関連用品の購入費やサービスの利用料などは新生児の人数に応じて変わるものも多いことから、新生児1人当たり5万円相当を支給するものとします。</p> <p>したがって、多胎児の場合は、出産応援ギフトは5万円、子育て応援ギフトは5万円×人数分となります。（11/22自治体説明会資料のP27をご確認ください。）</p>
25	◎	<p>出産応援ギフトについて、妊婦が出産前に死亡した場合の受給権、請求権の相続は発生するのか、考え方如何。</p>	<p>出産応援ギフトの支給対象者は妊婦であるため、面談等を実施する前に妊婦が死亡した場合、ギフトの第三者へ受給権が引き継がれることはありません。一方、妊婦への面談等を実施した場合には、当該妊婦に受給権が発生するため、面談等の実施後、出産応援ギフトの支給前に妊婦が死亡した場合には、ギフトの受給権は民法上の規定により相続されることとなります。</p>
26	◎	<p>日本に住民票のある外国籍の者は出産・子育て応援ギフトの支</p>	<p>日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。</p>

		給対象者になるのか。	
27	◎	海外で妊娠して帰国した妊婦は、出産応援ギフトの支給対象者になるのか。	海外で妊娠した妊婦について、出産前に日本に帰国した場合には、居住地の市町村に妊娠届出を提出し、面談等を実施することで、出産応援ギフトの支給対象となります。
28	◎	日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。	日本国籍を有する者が海外で出産した場合、出生から3月以内に在外公館に出生届出をすることになりますが、その後日本に帰国した場合には、住民票のある市町村で面談等を受けることで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。なお、この場合の子育て応援ギフトの支給対象は、ギフトの支給に係るこども（令和4年4月以降に生まれたこどもに限る。）が3歳に達する日の前日までの者に限ることとし、当該こどもの養育者が面談等を受けた場合にギフトの支給対象となります。 また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本で妊娠届出をして、面談を受けた方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。
29	●	出産・子育て応援ギフトを出産後にまとめて10万円支給することとしてよいか。	出産・子育て応援ギフトについては、事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後の2回に分け、それぞれの面談を実施した上で、出産応援ギフト（5万円相当）と子育て応援ギフト（5万円相当）をそれぞれ支給してください。 （11/22 自治体説明会資料 P30 をご確認ください。）
30	◎	出産応援ギフト、子育て応援ギフトをそれぞれ、さらに分割して支給してよいか。（例えば、妊娠届出時に3万、8か月頃の面談後に2万など）	出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給について、それぞれを更に分割して支給することは排除されませんが、例えば、出産応援ギフトの5万円相当の一部を商品券（クーポン）等で支給した後に転居した場合に、転居先の市町村でのギフトの取扱いが違うことも想定され、残りの一部を支給できない、など、転居者に不利益が生じてしまうことも考えられるため、5万円相当の更なる分割支給を実施する場合には、各市町村において、その旨を対象者にご理解いただく説明責任を負うことも踏まえて、各市町村の判断において取扱いを整理の上、実施していただくこととなります。
31	◎	出産・子育て応援ギフトについて、自治体独自に上乗せで支給することは可能か。	自治体独自に上乗せで支給することは可能です。また、既に、自治体独自にクーポン券の配布や利用料の減免等を行っている場合は、当該独自事業に本事業の出産応援ギフト5万円相当や子育て応援ギフト5万円相当を上乗せして支給していただくこととなります。

32	◎	<p>現在、自治体独自に妊娠時・出産時に経済的支援しているが、この経済的支援の財源を出産・子育て応援交付金に付け替えることは可能か。</p>	<p>既に、自治体独自に妊娠・出産期の経済的支援を実施している場合で、当該自治体で出産・子育て応援交付金事業が開始されたにも関わらず、妊婦・低年齢児（0～2歳）のいる子育て家庭にとって支援が強化されないのは望ましくないことから、基本的に、本事業による出産応援ギフト、子育て応援ギフト分を当該独自事業に上乗せして支給していただくこととなります。ただし、当該独自事業の財源による経済的支援を低年齢児の1歳・2歳児の経済支援に振り替えて実施するなど、国の事業と既存の類似の地方単独事業を合わせて、0～2歳児に焦点を当てて、伴走型相談支援と経済的支援を充実することは可能とすることを考えています。詳しくは、実施要綱に記載する予定ですので、そちらをご確認ください。</p>
33	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給方法としてはどのような方法で行うことが可能か。クーポンだけでなく、現金給付も可能か。</p>	<p>子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の創意工夫により、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免 ・ 出産・育児関連用品等の商品券（クーポン）の支給 ・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成 <p>など、幅広い支給方法を選択することが可能です。</p> <p>なお、クーポン等の発行（デジタルによるものを含む）には準備に時間がかかることも想定されるため、出産準備金などの現金給付（キャッシュレスを含む。）もオプションとして排除されません。</p> <p>（11/22 自治体説明会資料 P6、P24 をご確認ください。）</p>
34	◎	<p>子育て応援ギフトを産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用券方式で実施する場合に、家事支援サービス事業者ではなく、家政婦（夫）を求職登録し、利用者とマッチングする紹介事業者と契約して、支援対象サービスに位置づけてもよいか。</p>	<p>自治体の判断で、利用可能な対象サービスに位置づけていただいても差し支えありません。</p> <p>この場合の当該紹介事業者との事務フローも含めた契約内容についても、各自治体と当該紹介事業者との間で協議の上、適切に対応いただければと考えております。</p>

35	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給条件は何か。面談を受けないと支給されないのか。また、情報共有等の同意をしないと支給されないのか。</p>	<p>妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施し、そのうえで情報共有等の同意欄に署名したギフト申請書とアンケートの回答を提出した方に対して、出産・子育て応援ギフトを支給してください。</p> <p>(11/22 自治体説明会資料 P6、P23 をご確認ください。)</p>
36	◎	<p>妊娠届出時の面談等について、出産予定日より早く生まれたため、妊娠期間中に面談等が実施できなかった場合、出産応援ギフトの支給を受けることはできないのか。</p>	<p>原則として妊娠期間中に面談等を実施した妊婦に出産応援ギフトの受給権が発生することとなりますが、妊婦の責めに帰さない事由により面談等を実施できなかった場合には、当該妊婦に出産応援ギフトを支給することとして差し支えありません。</p> <p>なお、お尋ねのケースの場合、妊娠 37 週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当すると判断して差し支えありません。</p>
37	◎	<p>市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊娠届出が出された場合にも出産応援ギフトを支給してよいのか。</p>	<p>出産応援ギフトについては、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を行うことを支給要件とすることとします。このため、産科医療機関等を受診する前の段階で妊娠届出が提出された場合には、妊娠届出を受理し、母子健康手帳や妊婦健診受診券を手交することは引き続き可能としますが、伴走型相談支援における妊娠届出時の面談と出産応援ギフトの支給については、上記の支給要件を満たした後に面談等を実施した上で支給いただくこととなります。</p>
38	◎	<p>出産応援ギフトについて、虚偽の妊娠届出を防止するため、どのような対策を講じるのか。ギフト申請時に、妊娠したことの医師の証明書等の提出は必要か。また、妊娠の確認方法は、国として統一的に示すのか。</p>	<p>虚偽の妊娠届出の防止対策としては、妊婦への面談等の実施時に出産応援ギフトの支給要件（産科医療機関等の受診等）を説明し、必要に応じて産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことについて妊婦から同意を得た上で申請書を提出してもらうことで、虚偽の妊娠届出の抑止につなげていくこととしています。（国としては、医師による妊娠の証明書等の提出までを一律には求めません）。</p> <p>市町村は、例えば、妊娠届出後、妊婦健診を受診していない方を把握した場合などに、必要に応じて産科医療機関に当該未受診者の妊娠事実の確認を行うことなどが考えられます。</p> <p>なお、今後、国から日本医師会などの関係機関に対して、協力依頼を行う予定です。</p>

39	◎	商品券（クーポン）で支給する場合、有効期間の設定について、どのような取扱いとなるか。	<p>本事業による出産・子育て応援ギフトは、妊娠中に想定される妊婦健診受診時の交通費等に要する費用や、出産後、新生児の育児に必要なベビー服等の育児関連用品の費用や産後ケア・家事支援サービス等の利用者負担等に充てることが想定されることを踏まえ、商品券（クーポン）の期限については各自治体において適切に設定ください。</p> <p>なお、商品券やギフト券、プリペイドカード、電子マネー等の前払式支払手段について、国や地方公共団体等以外の主体が、発行の日から6か月を超える期限を設定して発行する場合は、資金決済に関する法律の適用を受けるとなり、発行保証金の供託等の手続が必要になることにご留意ください。</p> <p>※ 同法第4条では、国や地方公共団体等が発行する商品券等や発行の日から6か月内に限って使用できる商品券等については同法の適用を受けないこととなっている。地方公共団体が関係団体等への補助や出捐等により発行する場合するクーポン等について同法の適用除外となるかどうかは、各財務局・財務事務所にお問い合わせください。</p>
40	◎	現金で支給する場合、ギフト申請書に口座情報を記載することも想定しているのか。この場合、申請者と口座名義人が異なってもいいかどうかは、市町村の判断か。	<p>ギフト申請書に口座情報の記入欄を設けるか、ギフト申請書とは別に口座情報の記入様式を設けるか、その手法はどちらでもよいと考えておりますが、口座情報の記入を求める場合は口座情報を証明できる書類の提出も求める必要があります。</p> <p>また、ギフトの申請者と支給を受ける口座の名義人は同一であることが望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状を提出させるなど、委任を担保していただくことが望ましいと考えます。</p>
41	○	出産応援ギフトについては、流産・死産となった場合でも支給対象になるのか。面談は必要か。	<p>妊娠届出後、面談前に流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトの支給対象です。この場合は、面談を実施せずに、出産応援ギフトの申請書の提出のみをもって、支給することができます。</p> <p>この場合のギフトは、流産・死産となった方も使用できるような内容とすることが望ましいと考えています。</p> <p>また、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月3日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、流産・死産を経験された方に配慮した心理社会的支援等を紹介するなど、適切な対応をお願いします。（問42、43と共通）</p>

42	○	出産応援ギフトについては、中絶した場合でも支給対象となるのか。面談は必要か。	妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶した場合は、出産応援ギフトの対象となりません。
43	◎	子育て応援ギフトの支給対象について、母体内での死亡による死産の場合は対象になるのか。また、出生したが、出生直後に心拍が確認できない等で子どもが死亡した場合も支給対象となるのか。仮に支給対象となる場合、面談は必要か。	胎児が死産した場合は、出生届出がされないため、子育て応援ギフトの支給対象とはなりません（なお、出産応援ギフトの支給を受けることは可能です）。 一方、出生後に死亡した場合は、出生届出と死亡届出がなされることとなりますが、この場合は子育て応援ギフトの支給対象となります。出生後、面談等の実施前に子どもが死亡した場合でも、面談等を実施することなく子育て応援ギフトを支給して差し支えありません。 なお、死産やお子さまとの死別を経験された方の辛いお気持ちや悲しみに配慮し、適切な対応をお願いします。
44	◎	妊娠届出又は出生届出を出し、面談を受けた後、出産・子育て応援ギフトの支給前に市外への転出した場合、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方については、その方の希望に応じて、転出元市町村又は転出先市町村に対して申請いただくこととなります。なお、本人の希望により転出先市町村が支給する場合には、転出先市町村で再度面談を実施し、申請者がすでに出産・子育て応援ギフトを受け取っていないことを申請書により確認した上で支給することとなります。
45	◎	妊娠届出又は出生届出を出した後、面談を受ける前に市外への転出した場合、出産・子育て応援ギフトは、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	面談実施がギフト支給の起点となることから、本人からの申し出に応じて、転出先の市町村において面談を実施し、転出先の市町村から支給する必要があります。
46	◎	転出元、転出先の両方の市町村から、出産・子育て応援ギフトを二重に支給されることを防止するために、どのような対応を行	支給対象者が引越しをした場合において、二重支給を防止する観点から、「出産・子育て応援ギフト申請書」に、「他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていない」ことについて、「支給状況などについて他の自治体に確認することがある旨の記載を確認の上、チェック欄に記入してもらうことで、不正受給の抑止につなげていくこと

		<p>う必要があるか。仮に、転出元市町村に照会する場合、文書による照会を行う必要はあるか。また、仮に二重支給が発覚した場合、債権回収する必要があるか。</p>	<p>としています。</p> <p>なお、転出元市町村に照会する場合に、国として一律に文書による照会を求めるものではないと考えており、文書による照会が必要かどうかについては、当該市町村間で事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p> <p>また、上記対策を講じてもなお、仮に二重支給が発覚した場合には、基本的には不当利得として返還を求めることとなると考えますが、事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。</p>
47	◎	<p>里帰り出産をした方に対しては、子育て応援ギフトは里帰り元、里帰り先のどちらから支給することとなるのか。里帰り先で面談（新生児訪問等を実施する場合）を受けた場合の子育て応援ギフトの支給は、里帰り先の市町村と住民票のある市町村のどちらで対応するのか。</p>	<p>里帰り出産をした方に対しては、里帰り先ではなく住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給してください。</p> <p>なお、里帰り先で面談を受ける場合（里帰り先で新生児訪問等を実施する場合）においても、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給していただくこととなります。この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただくこととなります。</p>
48	◎	<p>DV を理由に避難している妊婦で、住民票を元の住所地から移動していない場合、現在生活している避難先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトの支給を行うことができるか。</p>	<p>DV を理由に避難している方であっても、避難先の市町村において面談を実施した場合、当該避難先の市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。</p> <p>なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。</p>
49	◎	<p>DV 以外の事情で、やむを得ない理由で現在生活している市町村に住民票がない妊婦について、出産・子育て応援ギフトの支給は住民票がある市町村が行うの</p>	<p>DV を理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している（住民票のない）市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。</p> <p>なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただくようお願いします。</p>

		か。	
50	◎	父母が離婚協議中などにより別居している場合の取扱い如何。	父母が離婚協議中で別居している場合には、養育者（子どもと同居している方優先）が面談を実施後、申請することにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
51	◎	出生直後に子どもが里親委託や施設入所（乳児院に措置）となった場合、親に対して支給はなされるのか。あるいは里親や施設に支給されるのか。面談後の場合はどうか。	<p>出生直後に子どもが里親委託された場合は、里親からの申請に基づき子育て応援ギフトを支給することが可能です。</p> <p>一方で、出生直後に子どもが施設入所となった場合、当該施設は子育て応援ギフトの支給対象外となります。</p> <p>なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできません。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親は伴走型相談支援の対象となりますので、当該里親とも面談を実施するようお願いします。</p>
52	◎	出生直後に子どもが児童相談所により一時保護となった場合、親に対し支給はなされるのか。	出生直後に子どもが児童相談所により一時保護となった場合は、養育者と面談実施後、養育者から申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
53	◎	出生直後に子どもが施設入所し、その後に入所措置が解除されて自宅に帰った場合、親に対して支給はなされるのか。	出生直後に子どもが施設入所し、その後3歳に達する日の前日までに入所措置が解除されて自宅に帰ってきた場合、養育者からの申し出を受けて、面談を実施した場合に、ギフト申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。
54	◎	出生届出後の面談の事務を、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定子ども園に委託する場合、子育て応援ギフトの支給は誰がどのように行えばよいか。	<p>地域子育て支援拠点などに面談等の実施を委託している場合に、子育て応援ギフトの支給事務も委託するかどうかについては、各市町村の実情に応じて判断していただいて差し支えありません。ギフトの支給事務を委託しない場合は、例えば、委託先での面談実施時にギフト申請書を対象者に渡し、市町村窓口にて郵送等により提出することを案内する方法が考えられます（この場合、市町村は申請者が委託先において面談等を実施したことを確認した上で、ギフトの支給を行うこととなります）。</p> <p>また、ギフトの支給事務も委託先に委託する場合は、例えば、面談等の実施時にその場でギフトを渡すなどの方法が考えられます（この場合、委託先はギフトを渡した実績を管理し、市町村に共有・連携することで、市町村においてギフトの支給管理を行うこととなります）。</p>

出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応）		
55	●	<p>事業開始日前に妊娠届出をし、事業開始日以降に出産した場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。</p> <p>事業開始日時点の住民で妊娠中の方（事業開始前に妊娠届出をした方で出生届出をしていない方）については、各市町村の置かれている様々な実情に応じ、自らの判断で、以下のA、Bどちらの手法での支給を選択可能です。</p> <p>A 出産までアプローチはせず、出産後に面談を実施し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」をまとめて支給</p> <p>B 事業開始後に、妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する場合は、①出産応援ギフトを支給する旨の案内、②出産応援ギフト申請書、③アンケートを送付し、申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」を支給 (11/22 自治体説明会資料 P30 をご確認ください。)</p>
56	◎	<p>遡及適用の支給対象は、令和4年4月以降の出生となっているが、令和4年4月1日に出生した場合も支給対象ということによいか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
57	◎	<p>令和4年4月以降、事業開始日前に海外で妊娠して帰国した妊婦は出産応援ギフトの支給対象者になるのか。</p> <p>事業開始日前に海外で妊娠し、日本に帰国した場合にも、事業開始日以降にアンケート等を実施することで、出産応援ギフトの支給を受けることができます。</p>
58	◎	<p>令和4年4月以降、事業開始日前に海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者となるのか。</p> <p>事業開始日前に海外で出産し、日本に帰国した場合（一時帰国を除き、日本国内に住民票を有する者に限る）にも、事業開始日以降にアンケート等を実施することで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。</p> <p>また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本で妊娠届出をした方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。</p>
59	●	<p>令和4年4月以降、事業開始日</p> <p>事業開始日時点で住民の方のうち、こどもの出生日が令和4年4月から事業開始前日までの方</p>

		前に出生している場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。この際の出産応援ギフトと子育て応援ギフトの申請者は誰になるのか。	をリストアップし、当該リストに掲載される養育者に対し、①出産・子育て応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産・子育て応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付し、②と③が返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給してください。 各ギフトの申請者は、それぞれのギフトの支給対象者となります。なお、支給対象者は、出産応援ギフトは妊婦、子育て応援ギフトはこどもを養育する者としております。
60	◎	令和4年4月以降に出生し、事業開始日前に死亡したこどもがいた場合も、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括支給の対象なのか。もし対象である場合に、どのような対応をすればよいか。	令和4年4月以降に出生したこどもが、当該市町村の事業開始日前に死亡するケースについても、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括遡及支給の対象となります。 具体的には、令和4年4月1日から事業開始日前日の間に提出された死亡届出の情報の中から、令和4年4月1日以降に生まれたこどものいた世帯を抽出し、当該世帯に「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行っていただくことが考えられます。
61	○	令和4年4月以降、事業開始日前に「妊娠届出をした方」が転出していた場合には、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	ご質問のケースについて、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問55のB）が転出元である場合、事業開始時点で妊娠届出をした方で出生届出をしていない方としてリストアップされ、出産応援ギフトの案内文のお手紙を送る対象になります。 この案内文においては、「既に転出されている方は、転出先の市町村に相談してください」という内容を記載していただきます。 これを受けて当該妊婦から相談のあった転出先の市町村において、当該市町村で活用しているアンケートを送付し、アンケートの回答が返ってきたら、「出産応援ギフト」を支給してください。 なお、事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問55のA）が転出元である場合は、転出先の市町村が問62のように対応することとなります。
62	○	令和4年4月以降、事業開始日前に「出生している方」が転出し	ご質問のケースについては、転出先の市町村において、事業開始日時時点の住民票の情報により、令和4年4月1日から事業開始日前日の間に出生したこどものいる世帯を抽出し、当該世帯

		た場合には、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	に「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行う際のお手紙を送る対象になります。当該者からお手紙に同封されたアンケートの回答が転出先市町村に戻ってきたら、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給していただくことになります。
63	◎	令和4年4月以降、事業開始日前に妊娠届出をした方が流産・死産をした場合は、出産・子育て応援ギフトの支給対象になるのか。	<p>ご質問のケースについては、出産応援ギフトのみ支給対象となります。</p> <p>事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問55のB）においては、事業開始日前に妊娠届出をした方で、事業開始日までに出生届出をしていない方をリストアップし、当該リストに掲載される妊婦に対し、①出産応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付することとなりますが、ご質問のケースもこの対象となります。</p> <p>したがって、この案内文においては、流産・死産された方も「出産応援ギフトの支給対象であること」「アンケートの回答は不要であり、ギフト申請書のみ提出いただければギフトを支給すること」を記載していただきます。</p> <p>これを受け、②が返ってきた方に対し、「出産応援ギフト」を支給してください。</p> <p>一方で、事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問55のA）においては、当該市町村における妊娠届出時以外で全ての妊婦を対象とする面談を実施するなど、市町村の実情に応じた方法により流産・死産された方を把握し、出産応援ギフト申請書のみを提出いただいた上で、出産応援ギフトを支給してください。</p>
システム構築等導入経費			
64	◎	出産・子育て応援ギフトについて、来年度以降の継続実施を見据えた都道府県単位での広域的な連携によるプラットフォームづくりを検討したいと考えているが、どのように検討・調整を進めたらよいか、その進め方などについて国の方で改めて提示さ	<p>本事業は来年度以降も継続的に実施するものであるところ、早期の事業実施の観点から、市町村単位で紙クーポン等で事業を開始した市町村についても、できるだけ早期に電子クーポン等の電子的な方法の活用や都道府県による広域的な連携を含め、効率的な事業の実施に移行できるよう、国としても取組を進めたいと考えています。</p> <p>具体的には、子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援について、自治体等と意見交換をしつつ、デジタル化の課題抽出やそれを踏まえた普及方法の検討、またそれに応じた国の支援等について議論していく予定です。</p>

		れる予定はあるか。	
65	◎	<p>本事業において、国としてはどのようなシステムを自治体が構築することを想定しているのか。また、システム構築等導入経費について、どのような経費が補助対象になるのか。</p>	<p>システム構築等導入経費の補助対象となるシステムについては、都道府県の場合、広域的かつ電子的に経済的支援を行うためのプラットフォームを想定しています。また、市町村の場合、出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムを想定しています。</p> <p>なお、都道府県のシステム構築等導入経費については、上記のようなシステムにオプションとして追加する形であれば、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有 ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認 <p>等ができる機能を付加する場合も補助対象になることから、本事業において活用しやすい機能も含めて各自治体においてご検討いただきたいと考えております。</p>